



警察官を騙(かた)り、金購入を促す

この種の詐欺が全国的に発生中です

昨年も全国で20件ほど発生、現在もそれが継続しています



去る8月15日付の千葉県警察本部からの通報によりますと、最近、警察官を名乗る電話で、「あなたに金融詐欺の容疑がかかり、逮捕状がでている」「身の潔白を証明するため、資産の提出が必要」などと切り出し、金塊(金地金)の購入を迫ってきます。購入させられた金

製品は、自宅玄関前など、警察を名乗る相手が示した場所に置いておくよう指示されます。その後、その金製品を一味が持ち去り、後にだまし取られたことが発覚するといった手口です。

今年7月1日の報道で、5月にも京都で77歳の女性が、上記の手口で時価にして約1,513万円をだまし取られました。相手は、「東京都警※」の警察官を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されている。お金を調べたいので、先ず金を購入して欲しい。購入代金を後で補填する」と訳の分からない説明をしています。しかし危機感をもったその女性は、相手の指示通り、3枚の金地金を購入、自宅前に置き配し、それが誰かに持ち去られ、その後補填金の支払いも(当然ですが)一向になく、その事実を警察に通報することで、詐欺に騙された事実が明らかになりました。

※東京都警という名称は架空の組織であることが自明ですが、いとも簡単にこの女性は騙され、取り返しのつかない被害に遭いました。

このような電話が仮にあなたの手元にかかってきたら、慌てず、相手を信用せず、即座に電話を切って、警察(110番や#9110)に、あるいは国民生活センター(188)へ迅速に通報してください。次頁(裏面)は、奈良県警察本部による関連のチラシです。